

大阪市告示第1037号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年8月6日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和8年8月20日（木）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（屋外プール）	令和8年8月27日（木）	午前9時から 午後5時まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和8年8月3日（月）から 同月5日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和8年8月7日（金）	
	令和8年8月10日（月）	
	令和8年8月12日（水）	
	令和8年8月14日（金）	
	令和8年8月17日（月）から 同月19日（水）まで	

	令和 8 年 8 月 21 日（金）	
	令和 8 年 8 月 24 日（月）から 同月 26 日（水）まで	
	令和 8 年 8 月 28 日（金）	
	令和 8 年 8 月 31 日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）